



熊本県公報

号外 第 1 0 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 28 日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 規 則 | |
| ○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則…………… | (人事課) 1 |
| ○熊本県情報公開審査会規則を廃止する規則…………… | (県政情報文書課) 3 |
| ○知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する 規則…………… | (〃) 3 |
| ○熊本県個人情報保護審査会規則を廃止する規則…………… | (〃) 3 |
| ○熊本県個人情報保護制度審議会規則を廃止する規則…………… | (〃) 3 |
| ○知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する 規則…………… | (〃) 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則及び 熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入 所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則…………… | (障がい者支援課) 3 |
| ○熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規 則…………… | (〃) 8 |
| ○熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… | (〃) 17 |
| ○熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行 細則の一部を改正する規則…………… | (自然保護課) 20 |
| ○熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する 規則…………… | (水産振興課) 27 |
| 訓 令 | |
| ○熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… | (総務厚生課) 27 |
| ○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一 部を改正する訓令…………… | (会計課) 29 |

規 則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 3 1 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 2 号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 2 年熊本県規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は負傷し、若しくは疾病にかかった職員若しくは死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその負傷、疾病若しくは死亡が公務若しくは通勤により生じた旨の申出があった場合」を加える。

第 3 条中「きいて」を「聴いて」に、「補償を受けるべき者に速やかに条例第 3 条第 2 項の規定による通知をしなければならない」を「補償を受けるべき者に、公務により生じたもの又は通勤により生じたものいずれでもないことの認定通知書（別記第 1 号の 3 様式）により被災職員等に、速やかに、通知しなければならない」に改める。

第 2 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。
（審査の申立ての教示）

第 2 3 条の 3 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第 2 1 条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記第 1 号の 2 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第1号の3様式(第3条関係)

公務災害又は通勤災害のいずれでもないことの認定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の職及び氏名)

印

下記の災害については、公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないことを認定します。

記

- 1 被災職員の氏名

- 2 傷病名

- 3 災害発生年月日

- 4 公務により生じた災害又は通勤により生じた災害でないと認定した理由

(教示)

この認定について不服がある場合には、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第21条に定める手続に従って、熊本県公務災害補償等審査会に対して審査を申し立てることができます。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県情報公開審査会規則を廃止する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第13号

熊本県情報公開審査会規則を廃止する規則
熊本県情報公開審査会規則（平成13年熊本県規則第31号）は、廃止する。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第14号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年熊本県規則第29号）の一
部を次のように改正する。

第12条中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書」
に改める。

別記第12号様式中「審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮
問通知書」に、「熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に
改める。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県個人情報保護審査会規則を廃止する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第15号

熊本県個人情報保護審査会規則を廃止する規則
熊本県個人情報保護審査会規則（平成13年熊本県規則第32号）は、廃止する。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県個人情報保護制度審議会規則を廃止する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第16号

熊本県個人情報保護制度審議会規則を廃止する規則
熊本県個人情報保護制度審議会規則（平成12年熊本県規則第50号）は、廃止する。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第17号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県規則第30号）の一
部を次のように改正する。

第14条中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個人情報保
護審議会諮問通知書」に改める。

別記第14号様式中「熊本県個人情報保護審査会諮問通知書」を「熊本県情報公開・個
人情報保護審議会諮問通知書」に、「熊本県個人情報保護審査会に」を「熊本県情報公開・
個人情報保護審議会に」に改める。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ

サービス事業者等の指定等に関する規則及び熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則及び熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年熊本県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「廃止、休止又は再開」を「再開、廃止又は休止」に、「廃止・休止・再開届出書」を「再開・廃止・休止届出書」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 法第46条第1項又は第51条の25第1項の規定による事業の再開の届出を行う場合においては、再開後の当該事業に係る従業者の勤務の体制又は勤務形態が休止前と異なるときは、前項の届出書には、再開後の当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付するものとする。

第4条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の変更届出書には、変更の内容を明らかにする書類を添付するものとする。別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地
 事 業 者 名 称
 (設 置 者) 代表者の氏名 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

| 事業所番号 | |
|--------------------------------------|-------|
| 名称 | |
| 所在地 | |
| サービスの種類 | |
| 変更があった事項 | 変更の内容 |
| 1 事業所(施設)の名称 | (変更前) |
| 2 事業所(施設)の所在地(設置の場所) | |
| 3 事業者(設置者)の名称 | |
| 4 主たる事務所の所在地 | |
| 5 代表者 | |
| 6 事業者の定款又は寄附行為 ※就労継続支援 A 型に限る。 | |
| 7 当該指定に係る事業に関する条例等又は事業者(設置者)の登記事項証明書 | |
| 8 事業所(施設)の平面図及び設備の概要 | (変更後) |
| 9 管理者 | |
| 10 サービス提供責任者 | |
| 11 サービス管理責任者 | |
| 12 相談支援専門員 | |
| 13 主たる対象者 | |
| 14 運営規程 | |
| 15 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容 | |
| 16 障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 |

- 備考 1 該当する項目の番号に○を付してください。
 2 変更内容を明らかにする書類を添付してください。
 3 変更の日から 10 日以内に届け出てください。
 4 変更があった事項 6 の「就労継続支援 A 型」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 10 第 1 号に規定する就労継続支援 A 型をいいます。

別記第4号様式（第4条関係）

再開・廃止・休止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

事業者所在地
 名称
 代表者の氏名 印

再開 しましたので、届け出ます。
 次のとおり事業を（ 廃 止 ）
 （ 休 止 ） するので、届け出ます。

| | | | |
|-------------------------------------------|------|--------------|--|
| 再開（廃止・休止）する事業所 | | 事業所番号 | |
| | | 名称 | |
| | | 所在地 | |
| | | 事業の種類 | |
| 連絡先 | 電話番号 | F A X 番号 | |
| | | メールアドレス | |
| 再開した年月日 | | 年 月 日 | |
| 廃止・休止する年月日 | | 年 月 日 | |
| 廃止・休止する理由 | | | |
| 現に指定障害福祉サービスを受けていた者 に対する措置（廃止又は休止する場合） | | | |
| 休止の予定期間（休止する場合） | | 年 月 日～ 年 月 日 | |

(注)

- 1 事業の再開の届出を行う場合において、再開後の当該事業に係る従業員の勤務の体制又は勤務形態が休止前と異なるときは、再開後の当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
- 3 再開の場合は、休止した事業を再開した日から10日以内に届け出てください。
- 4 廃止又は休止の場合は、廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。

(熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部改正)
 第 2 条 熊本県児童福祉法に基づく指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成 1 9 年熊本県規則第 1 5 号)の一部を次のように改正する。
 第 2 条の 2 第 2 項第 1 号ウを削り、同項第 2 号ウ中「及びウ」を削る。
 別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

事業者 所在地
 (設置者) 名 称
 代表者

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

| | | | | |
|------------------|------------------------------------|--------|--|----------|
| 指定内容を変更した事業所(施設) | | 事業所番号 | | |
| | | 名 称 | | |
| | | 所 在 地 | | |
| | | 事業等の種類 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | | | F A X 番号 |
| | | | | メールアドレス |
| 変更があった事項 | | | | 変更の内容 |
| 1 | 事業所(施設)の名称 | (変更前) | | |
| 2 | 事業所(施設)の所在地 | | | |
| 3 | 事業者(設置者)の名称 | | | |
| 4 | 主たる事務所の所在地 | | | |
| 5 | 代表者の氏名、住所又は職名 | | | |
| 6 | 当該指定に係る事業に関する条例等又は事業者(設置者)の登記事項証明書 | | | |
| 7 | 医療法第 7 条の許可を受けた病院であることを証する書類 | | | |
| 8 | 事業所の平面図及び設備の概要又は建物の構造概要、平面図及び設備の概要 | (変更後) | | |
| 9 | 事業所(施設)の管理者の氏名、住所及び経歴 | | | |
| 10 | 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、住所及び経歴 | | | |
| 11 | 運営規程 | | | |
| 変更年月日 | | | | 年 月 日 |

(備考)

- 1 該当する項目の番号に○を付してください。
- 2 変更内容を明らかにする書類を添付してください。
- 3 変更の日から 1 0 日以内に届け出てください。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年熊本県規則第49号）の一部
を次のように改正する。
別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第2条関係)

加 入 等 不 承 認 通 知 書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付で申込みのあった熊本県心身障害者扶養共済制度へ

の 加 入
の加入及び口数追加 は、次の理由により承認できません。
口 数 追 加

理 由

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第5条関係)

| | |
|------|--|
| 加入番号 | |
|------|--|

掛 金 減 免 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印

熊本県心身障害者扶養共済制度条例第8条の規定により掛金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

| 世帯状況 | 氏 名 | 心身障害者との続柄 | 生 年 月 日 | 職 業 |
|------|---------|-----------|---------|-----|
| | (心身障害者) | / | 年 月 日 | |
| | (申 請 者) | | 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |

| | |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請理由 (該当するものを○で囲んでください。) | 1 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(年 月 日から) 2 市町村民税の非課税者 3 市町村民税を免除された者 課税免除の事由() 4 市町村民税の均等割のみを課税される者 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 証 明 欄 | 年度の課税状況について、上記申請理由欄の記載内容は、事実と相違ないことを証明します。 上記申請理由欄の記載内容は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 市 町 村 長 福祉事務所長 印 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

注 証明欄中の不要の文字は、抹消してください。

別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第5条関係)

| | |
|------|--|
| 加入番号 | |
|------|--|

掛 金 減 免 事 由 変 更 等 届 出 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印

私は、熊本県心身障害者扶養共済制度の掛金の減免を受けていますが、次の事由が生じたので、熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条第3項の規定により、届け出ます。

| | | | | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 変更の事由 | 変更を生じた年月日 年 月 日 | | | |
| 2 | 変更前の階層区分 | 該当する記号を○で囲んでください。 | 生活保護法 A に規定する被保護者 | 市町村民税の B 非課税者又は免除された者 | 市町村民税の C 均等割のみが課税された者 |
| 3 | 変更内容 (該当するものを○で囲んでください。) | 上記2欄の階層区分から右記のようになる。 | A 生活保護法に規定する被保護者となる。 B 市町村民税が課税されない者又は免除される者となる。 C 市町村民税の均等割のみが課税される者となる。 D その他の者となる。 | | |
| 4 変更後の世帯状況 | 氏 名 | 障害者との続柄 | 生年月日 | 職 業 | 摘 要 |
| | (心身障害者) | / | | | |
| | (加 入 者) | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 証 明 欄 | 年度の課税状況について、上記変更内容欄の記載内容は、事実と相違ないことを証明します。 上記変更内容欄の記載内容は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">市 町 村 長 福祉事務所長 印</div> | | | | |

注 証明欄中の不要の文字は、抹消してください。

別記第 1 6 号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第6条関係)

年 金 給 付 請 求 却 下 通 知 書

第 号
年 月 日

様

熊 本 県 知 事 印

年 月 日付で請求のあった熊本県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定による年金給付については、次の理由により支給しないことに決定しましたので、通知します。

| | | | |
|--------------------|--|--------------------|--|
| 加 入 番 号 | | 加 入 者 の 氏 名 | |
| 心 身 障 害 者 の 氏 名 | | 年 金 管 理 者 の 氏 名 | |
| 理 由 | | | |

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 1 7 号様式を次のように改める。

別記第17号様式(第7条関係)

| | |
|-------------|--|
| 年金証書 番 号 | |
|-------------|--|

年 金 支 給 停 止 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

熊 本 県 知 事 印

熊本県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定により支給している年金は、同条例第11条の規定により次のとおり支給を停止したので、通知します。

なお、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかにその旨をお届けください。

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 年金支給停止の事由 | |
| 年金支給停止の期間 | 年 月 日から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月まで |
| 備 考 | |

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 1 9 号様式を次のように改める。

別記第19号様式(第8条関係)

| | |
|-------------|--|
| 年金証書 番 号 | |
|-------------|--|

年金支払差止決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

熊本県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定により支給している年金は、同条例第12条の規定により次のとおり支払を差し止めることに決定しましたので、通知します。

| | |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 年金支払差止の理由 | 正当な理由がなく年金受給権者現況届出書を提出しないため。 |
| 年金支払差止の期間 | 年 月 日から上記の年金受給権者現況届出書が提出される日まで |
| 備 考 | 熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第11条第1項第6号に規定する年金受給権者現況届出書を早急に提出してください。 |

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 2 3 号様式を次のように改める。

別記第23号様式(第9条関係)

| | |
|------|--|
| 加入番号 | |
|------|--|

弔慰金給付請求却下通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで請求のあった熊本県心身障害者扶養共済制度条例第15条の規定による弔慰金の給付については、次の理由により支給しないことに決定しましたので、通知します。

理 由

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 3 1 号様式を次のように改める。

別記第31号様式(第11条の2関係)

| | |
|-------------|--|
| 加入番号 | |
| 年金証書 番 号 | |

加入証書等再交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名

加 入 紛失した
熊本県心身障害者扶養共済制度口数追加証書を ので再交付を申請します。
年 金 破損した

| | | | | |
|-------------------|-----|--|-------|---------------|
| 加 入 者 | 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 住 所 | | | 心身障害者 との続柄 |
| 年金受給権者 (心身障害者) | 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 住 所 | | | |
| 年金管理者 | 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 住 所 | | | 心身障害者 との続柄 |
| 証書の交付を受けた年月日 | | | 年 月 日 | |

注 様式中の不要の文字は、抹消してください。

- 附 則
(施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際現に改正前の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
 - この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第20号

熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）の一部を次のように
改正する。
別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条、第5条関係)

身体障害者手帳(変更・返還)届書

届出日 年 月 日

熊本県知事 様

(届出者) 居住地 _____
 氏名 _____ 印

次のとおり届け出ます。

(届出事由) 該当する項目を○で囲んでください。

| | | |
|-------------------|-----------------|----------------|
| 1 居住地変更 | 11 本人居住地変更 | 12 本人・保護者居住地変更 |
| | 13 転入(県外・熊本市から) | 14 管轄市町村変更 |
| ※ 手帳の写しを添付してください。 | | |
| 2 内容変更 | 21 本人氏名変更 | 22 保護者内容変更 |
| | 23 その他() | |
| ※ 手帳の写しを添付してください。 | | |
| 3 返 還 | 31 死亡 | 32 その他() |

(変更内容) 新欄は変更分のみを記入してください。

| | | 新 | 旧 |
|-------------|-----------|-------|-----|
| 本 人 | (フリガナ) | | |
| | 氏 名 | | |
| | 個 人 番 号 | | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | 住 所 | | |
| | 入 所 施 設 名 | | |
| | 電 話 番 号 | — — | — — |
| | 管 轄 市 町 村 | | |
| 保 護 者 | (フリガナ) | | |
| | 氏 名 | | |
| | 住 所 | | |
| | 電 話 番 号 | — — | — — |
| | 続 柄 | | |
| 保護者となった日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 変更・返還年月日 | 年 月 日 | | |

(手帳交付番号等)

| 手帳番号 | JR割引 | 等級 | 交付年月日 | 再交付年月日 |
|---------------------------------------|------|----|-----------------|------------|
| ()都道府県・市 第 号 | 種 | 級 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 第 号 年 月 日 | | | 福祉事務所・ 町村受付印 | 熊本県 受付印 |
| 熊本県知事 様 | | | | |
| (福祉事務所・町村)長 上記のとおり届出がありましたので進達します。 | | | | |

備考 届出者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式(第 5 条関係)

身体障害者手帳(交付・再交付)申請書

申請日 年 月 日

熊本県知事 様

(申請者) 居住地 _____
 氏名 _____ 印

写 真
 4cm×3cm
 胸から上・脱帽
 最近 1 年以内の
 もの

次のとおり申請します。

(申請事由) 該当する項目を○で囲んでください。

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 新規 | 11 新規交付 |
| 2 再交付 | 21 障害程度変更 22 障害名変更 23 障害追加 24 破損 25 紛失 26 その他() 27 再認定 |

(本人氏名・居住地等)

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|--|---|--|-------|--|--|--|--|--|-----------|-------|--|
| フリガナ | | | | | | | | | | | 生年 月 日 | 年 月 日 | |
| 氏名 | | | | | | | | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 居住地 | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | — | | — | | 入所施設名 | | | | | | | | |

(保護者氏名・居住地等) 本人が15歳未満の場合のみ記入してください。

| | | | | | | | |
|------|--|--|----|----------|-------|---|---|
| フリガナ | | | 続柄 | 保護者となつた日 | 年 月 日 | | |
| 氏名 | | | | | | | |
| 居住地 | | | | | 電話番号 | — | — |

(既手帳交付内容等)

| 手帳番号 | J R 割引 | 等級 | 交付年月日 | 再交付年月日 |
|-------------------|-----------|----|-----------------|---------------------|
| (第) 都道府県・市 号 | 種 | 級 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 障害名 | | | 再認定 | 0 無し 1 有期 年 月 |
| 管轄市町村 | | | 福祉事務所・ 町村受付印 | 熊本県 受付印 |
| 管理番号 | | | | |

備考 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県身体障害者福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県身体障害者福祉法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第21号

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和54年熊本県規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第2号の4様式及び別記第2号の4様式の付表を次のように改める。

別記第 2 号の 4 様式 (第 2 条の 4 関係)

(表)
認定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

〒 ー

申請者 所在地
電話番号 ー ー
名 称
代表者の氏名

印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 2 の規定による認定を受けた
いので、同法第 18 条の 3 第 1 項の規定により次のとおり申請します。

| | | |
|-----------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------|
| 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法 | 装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類 | 1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他 () |
| | 装薬銃を使用して止めさしをする鳥獣の種類 | |
| | 空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類 | |
| | わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類 | |
| | 網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類 | |
| 鳥獣捕獲等事業の実施体制 | 事業管理責任者の役職・氏名 | |
| | 捕獲従事者及び事業従事者 | 付表 |
| | 安全管理体制 | |
| | 夜間銃猟の実施 | 1 有 2 無 |
| 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識 | | |
| 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施 | | |

- (注) 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲んでください。
2 「鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」欄には、装薬銃を使用した捕獲等・装薬銃を使用した止めさし・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載してください。
3 「装薬銃を使用して止めさしをする鳥獣の種類」欄には、わなを使用する場合において、わなにかかった鳥獣を確実に捕獲等するために装薬銃を使用する鳥獣の種類を記載してください。
4 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。
5 申請書には、裏面の添付書類一覧に掲げる書類を添付してください。

(裏)

添付書類一覧

※この申請書に添付した書類について、□に✓印を付してください。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 代表者その他の役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類（事業管理責任者が申請者の代表者その他の役員である場合にあつてはその旨を証する書類、申請者が地方公共団体である場合にあつては事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類）
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 7 に規定する研修に関する計画書
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 1 号に規定する実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前 3 年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）
- 代表者その他の役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 4 号に規定する損害保険契約の契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 4 に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書

(銃猟による事業を実施する場合)

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- 捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証等の本人であることを示す書類の写し

(夜間銃猟を実施する場合)

- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の基準に適合することを証する書類

別記第 2 号の 4 様式の付表（第 2 条の 4 関係）
 捕獲従事者名簿

| 氏名 | 生年月日 | 狩猟免許の種類 | 銃器を使用する場合 | | 救急救命講習の受講の有無 |
|----|------|---------|-----------|----------|--------------|
| | | | 銃砲の種類 | 夜間銃猟をする者 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

事業従事者名簿

| 氏 名 | 装薬銃を使用した鳥獣捕獲等事業において従事する業務 |
|-----|---------------------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

記載上の注意事項

- 1 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載してください。
- 2 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあっては、その旨）、空気銃等）を記載してください。
- 3 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載してください。
- 4 捕獲従事者が救急救命講習を受講した場合は、救急救命講習の受講の有無欄に○を記載してください。
- 5 ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマ及びニホンザルを対象とする装薬銃を使用した鳥獣捕獲等事業を実施する場合で、捕獲従事者が 10 人未満であるときは、事業従事者の氏名及び当該事業において従事する業務を事業従事者名簿に記載してください。

別記第 2 号の 8 様式及び別記第 2 号の 8 様式の付表を次のように改める。

別記第 2 号の 8 様式 (第 2 条の 6 関係)

(表)
認定有効期間更新申請書

年 月 日

熊本県知事

様

〒 ー

申請者 所在地
電話番号 ー ー
名 称
代表者の
氏 名

印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 1 8 条の 8 第 2 項の規定による認定の有効期間の更新を受けたいので、同条第 3 項の規定により次のとおり申請します。

| | | |
|-----------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------|
| 認定証の番号 | | |
| 認定証の交付年月日 | 年 月 日 | |
| 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法 | 装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類 | 1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他 () |
| | 装薬銃を使用して止めさしをする鳥獣の種類 | |
| | 空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類 | |
| | わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類 | |
| | 網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類 | |
| 鳥獣捕獲等事業の実施体制 | 事業管理責任者の役職・氏名 | |
| | 捕獲従事者及び事業従事者 | 付表 |
| | 安全管理体制 | |
| | 夜間銃猟の実施 | 1 有 2 無 |
| 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識 | | |
| 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施 | | |

- (注) 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲んでください。
 2 「鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」欄には、装薬銃を使用した捕獲等・装薬銃を使用した止めさし・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載してください。
 3 「装薬銃を使用して止めさしをする鳥獣の種類」欄には、わなを使用する場合において、わなにかかった鳥獣を確実に捕獲等するために装薬銃を使用する鳥獣の種類を記載してください。
 4 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。
 5 申請書には、裏面の添付書類一覧に掲げる書類を添付してください。

(裏)

添付書類一覧

※この申請書に添付した書類について、□に✓印を付してください。

なお、前回までの申請時に添付した書類のうち、その内容に変更がないものについては、その添付を省略することができます。ただし、「鳥獣の捕獲等に係る実績」及び「研修の実施状況に関する報告書」については必ず提出してください。また、認定の有効期間内に、狩猟免許、銃砲刀剣類所持許可証、損害保険契約の契約書等で有効期間、契約期間等が更新されているものについては、内容に変更がない場合もこれらの写し等を提出してください。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 代表者その他の役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類（事業管理責任者が申請者の代表者その他の役員である場合にあってはその旨を証する書類、申請者が地方公共団体である場合にあっては事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類）
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに講習を修了した者に係るものに限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに講習を修了した者に係るものに限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類（新たに講習を修了した者に係るものに限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに講習を修了した者に係るものに限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類（新たに講習を修了した者に係るものに限る。）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 7 に規定する研修に関する計画書
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する研修の実施状況に関する報告書
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 1 号に規定する実績に関する書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類並びに申請前 3 年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）
- 代表者その他の役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 4 号に規定する損害保険契約の契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 4 に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（銃猟による事業を実施する場合）
- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
- 捕獲従事者ではない事業従事者については、運転免許証等の本人であることを示す書類の写し（夜間銃猟を実施する場合）
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し（新たに講習を修了した者に係るものに限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類（新たに講習を修了した者に係るものに限る。）
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の基準に適合することを証する書類

別記第 2 号の 8 様式の付表（第 2 条の 6 関係）
 捕獲従事者名簿

| 氏名 | 生年月日 | 狩猟免許の種類 | 銃器を使用する場合 | | 救急救命講習の受講の有無 |
|----|------|---------|-----------|----------|--------------|
| | | | 銃砲の種類 | 夜間銃猟をする者 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

事業従事者名簿

| 氏 名 | 装薬銃を使用した鳥獣捕獲等事業において従事する業務 |
|-----|---------------------------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

記載上の注意事項

- 1 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載してください。
- 2 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあっては、その旨）、空気銃等）を記載してください。
- 3 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載してください。
- 4 捕獲従事者が救急救命講習を受講した場合は、救急救命講習の受講の有無欄に○を記載してください。
- 5 ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマ及びニホンザルを対象とする装薬銃を使用した鳥獣捕獲等事業を実施する場合で、捕獲従事者が 10 人未満であるときは、事業従事者の氏名及び当該事業において従事する業務を事業従事者名簿に記載してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。
平成 3 1 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 2 号

熊本県知事管理量の対象となるくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、法第 8 条第 2 項に規定する知事管理量（以下「知事管理量」という。）の対象となるくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止その他くろまぐろの採捕に関し必要な事項を定めるものとする。

(くろまぐろの採捕状況の告示)

第 2 条 知事は、法第 4 条第 1 項に規定する計画で定める 3 0 キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は 3 0 キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量の対象となる期間ごとに、小型魚又は大型魚の採捕の数量が当該知事管理量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(くろまぐろの採捕の停止)

第 3 条 知事が前条の規定による告示をした場合には、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕を行う者は、当該告示の日の翌日から同日の属する前条の期間の末日まで又は知事が当該告示で定める日までの間は、当該採捕を行ってはならない。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 1 号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 3 1 年 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員住宅管理規程（昭和 4 1 年熊本県訓令甲第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表（第 3 条、第 1 2 条関係）

| 種類 | 名称 | 位置 | 賃借料（月額） |
|-----------|--------------|-----------------------|--------------|
| 単身者用の職員住宅 | 熊本県職員一の宮単身住宅 | 阿蘇市一の宮町宮地 2 5 1 1 番地 | 1 8, 5 0 0 円 |
| | 熊本県職員芦北佐敷住宅 | 葦北郡芦北町大字佐敷 4 7 8 番地 2 | 1 4, 8 0 0 円 |
| | 熊本県職員人吉東間住宅 | 人吉市東間上町 3 6 0 6 番地 9 | 1 4, 8 0 0 円 |
| | 熊本県職員本渡港町住宅 | 天草市港町 1 9 番 1 号 | 1 3, 3 0 0 円 |
| その他の職員住宅 | 熊本県職員南熊本住宅 | 熊本市中央区琴平二丁目 3 番 6 5 号 | 1 1, 4 0 0 円 |
| | 熊本県職員南熊本第二住宅 | 熊本市中央区琴平二丁目 3 番 6 4 号 | 3 2, 6 0 0 円 |
| | 熊本県職員帯山住宅 | 熊本市中央区帯山二丁目 1 0 番 | 3 4, 2 0 0 円 |
| | 熊本県職員東町住宅 | 熊本市東区東町三丁目 1 2 番 | 3 4, 2 0 0 円 |

| | | |
|-------------------|------------------------------|----------|
| 熊本県職員健軍住宅 | 熊本市東区尾ノ上四丁目 1 8 番 1 2 8 号 | 34,200 円 |
| 熊本県職員一の宮住宅 | 阿蘇市一の宮町宮地 2 1 4 6 番地 3 | 26,800 円 |
| 熊本県職員人吉中村前住宅 | 人吉市西間上町 2 4 8 6 番 地 1 | 7,900 円 |
| 熊本県職員本渡広瀬住宅 | 天草市本渡町広瀬 3 6 0 番 地 1 | 6,400 円 |
| 熊本県職員本渡広瀬第二住 宅 | 天草市本渡町広瀬 3 7 1 番 地 | 6,400 円 |
| 熊本県職員本渡広瀬第三住 宅 | 天草市本渡町広瀬 3 6 0 番 地 1 | 7,200 円 |
| 熊本県職員本渡広瀬第四住 宅 | 天草市本渡町広瀬 3 7 1 番 地 | 7,200 円 |
| 熊本県職員本渡広瀬第五住 宅 | 天草市本渡町広瀬 1 7 7 番 地 | 7,900 円 |
| 熊本県職員本渡住宅 | 天草市本渡町広瀬 1 7 7 番 地 | 34,000 円 |

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式（第 22 条関係）

居 住 者 名 簿

| 住宅の 名 称 | 住 宅 の 番 号 | 入居者 職氏名 | 入居者 所属所名 | 賃貸借契約 | | 備 考 |
|------------|--------------|------------|-------------|--------------|-----|-----|
| | | | | 年 月 日 | 入 居 | |
| 同居者氏名 | | | 生 年 月 日 | 入居者との 続 柄 | 職 業 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注) 同居者の異動があったときは、備考欄に異動の年月日及び理由を記入すること。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 7 号様式の改正規定は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

熊本県訓令第 2 号

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----|------|---|----|---|---|----|
| 本 | 庁 | 各 | 部 | (公 | 室・局) | 課 | (グ | ル | ー | ブ) |
| 各 | 地 | 方 | 出 | 先 | 機 | 関 | | | | |
| 教 | 事 | 育 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | | |
| 人 | 査 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | | | |
| 監 | 警 | 察 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | | | |
| 警 | 働 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | | | |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | | | | | | |

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 31 年 3 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令(昭和 60 年熊本県訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第4号様式

備考
この用紙は Pay-easy (ペイジー) に対応していますので、熊本県の指定金融機関、収納代理金融機関の Pay-easy (ペイジー) に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング (携帯電話等による金融機関との取引) ATM (現金自動預払機) 等を利用して収納することができます。

経

公 民 部 印

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-------|---------------|-----|-----|----|--|---|-----------|--|----|--|---|--|
| 熊本県 領 收 通 知 書 | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本県 領 收 通 知 書 | | | | | | | | | | 金額 | | 円 | |
| 収納機関番号 | 43000 | 付番号 | 納付区 | 納付分 | 金額 | | 円 | | | | | | |
| 納期限 | | 納付目的 | | | | | | | | | | | |
| 納入義務者 <input type="checkbox"/> 様 | | | | | | | | | | | | | |
| システム区分 | | 調定区分 | 年度 | 会計 | 所属 | | | | | | | | |
| 収入者 A | | 款 項 目 一 節 一 節 | | | | | | 領 取 済 印 欄 | | | | | |
| 熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を収納しました。 熊本県会計管理者 様 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|---------------|-----|-----|----|--|---|-----------|--|----|--|---|--|
| 熊本県 納 入 書 | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本県 納 入 書 | | | | | | | | | | 金額 | | 円 | |
| 金額 | | 付番号 | 納付区 | 納付分 | 金額 | | 円 | | | | | | |
| 納入義務者 | | 納入義務者 | | | | | | | | | | | |
| 納入義務者 <input type="checkbox"/> 様 | | | | | | | | | | | | | |
| システム区分 | | 調定区分 | 年度 | 会計 | 所属 | | | | | | | | |
| 収入者 A | | 款 項 目 一 節 一 節 | | | | | | 領 取 済 印 欄 | | | | | |
| 熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を納入しました。 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------------|--|---------------|-----|-----|----|--|---|-----------|--|----|--|---|--|
| 熊本県 納 入 通 知 書 兼 領 收 書 | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本県 納 入 通 知 書 兼 領 收 書 | | | | | | | | | | 金額 | | 円 | |
| 収納機関番号 | | 付番号 | 納付区 | 納付分 | 金額 | | 円 | | | | | | |
| 納期限 | | 納付目的 | | | | | | | | | | | |
| 納入義務者 <input type="checkbox"/> 様 | | | | | | | | | | | | | |
| システム区分 | | 調定区分 | 年度 | 会計 | 所属 | | | | | | | | |
| 収入者 A | | 款 項 目 一 節 一 節 | | | | | | 領 取 済 印 欄 | | | | | |
| 熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を納入してください。 | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本県歳入徴収者 <input type="checkbox"/> 印 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を領収しました。 熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関 | | | | | | | | | | | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とする。

別記第 5 号様式を次のように改める。

(返納内訳)

… 金額欄

變

| | | | |
|-----------------------|-------|-----------------------|--------|
| 熊本県 返納金納入書 | | 熊本県 返納通知書兼領収書 | |
| 県蔵出 | | 県蔵出 | |
| 金額 | 円 | 金額 | 円 |
| 納付番号 | 43000 | 納付番号 | 43000 |
| 返納事由 | 返納義務者 | 納付区分 | |
| 〒 | 様 | 返納事由 | 〒 |
| 年度 | 会計 | システム区分 | 年度 |
| 所 | 所 | 債権者番号 | 債権者番号 |
| 債権者番号 | 債権者番号 | 戻入決定番号 | 戻入決定番号 |
| 納期 | 納期 | 領収済 | 領収済 |
| 領収済 | 領収済 | 印 | 印 |
| 上記の金額を納入しました。 | | 上記の金額を納入してください。 | |
| 熊本県会計管理者 様 | | 熊本県支出命令者 | |
| 熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関 | | 熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関 | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とする。

別記第8号の2様式を次のように改める。

別記第8号の2様式

領 収 書

県職入

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 払込者 | 様 | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 会計 | | | | | | | | | | | | |
| 繰越し | 所属 | | | | | | | | | | | | |
| 金額 | 兆 | 千 | 百 | 拾 | 圓 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

ただし

上記の金額を領収しました。
年 月 日
熊本県指定金融機関
熊本県収納代理金融機関

領収済印欄

領 収 済 通 知 書

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 払込者 | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 会計 | | | | | | | | | | | | |
| 繰越し | 所属 | | | | | | | | | | | | |
| 金額 | 兆 | 千 | 百 | 拾 | 圓 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

ただし

上記の金額を収納しました。
年 月 日
熊本県指定金融機関
熊本県収納代理金融機関
熊本県会計管理者 様

領収済印欄

払 込 書

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 払込者 | | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 会計 | | | | | | | | | | | | |
| 繰越し | 所属 | | | | | | | | | | | | |
| 金額 | 兆 | 千 | 百 | 拾 | 圓 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

ただし

上記の金額を払い込みます。
年 月 日

領収済印欄

附 則

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。